

千葉相談支援事業所 Guardian

(障害児相談支援・特定相談支援・一般相談支援)

登録契約書

_____ (以下「クライアント」という。)と、一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord (以下「事業者」という。)は、事業者が運営する相談支援事業所「千葉相談支援事業所 Guardian」が提供する児童福祉法に基づく障害児相談支援事業・障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・一般相談支援事業(以下「相談支援事業」という。)について、次のとおり登録契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条(登録契約の目的)

本契約は、クライアントがその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者がクライアントに対して必要な児童福祉法、障害者総合支援法に基づく相談支援事業を適切に提供することを定めます。

第2条(本契約期間)

障害児相談支援事業の本契約期間は、計画期間に連動することから、受給者証の支給決定期間と同じとし、クライアント及びその保護者(以下「クライアント等」という。)と事業者双方から申し出がない場合は、原則自動更新といたします。

特定相談支援事業の本契約期間は、計画期間に連動することから、受給者証の支給決定期間と同じとし、クライアント等と事業者双方から申し出がない場合は、原則自動更新といたします。

本契約の終了日10日前までに、クライアントから事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつクライアントの介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、本契約は更新されるものとします。

一般相談支援事業の本契約期間は、目的達成型の固定期間として明確化されることから、本契約の締結日から地域移行支援又は地域定着支援の支援完了日までとします。ただし、支援が継続する場合は、双方の合意により更新されるものとします。

第3条(事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別のクライアントに対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

第4条(サービス等利用計画等作成後の便宜の供与)

事業者は、サービス等利用計画等作成後において、次の各号に定める指定相談支援サービスを提供するものとします。

- (1) クライアント及びその家族等と原則6カ月に1回以上の面接等を行い、経過を把握します。
- (2) サービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、クライアント及び当該福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- (4) 福祉サービス等の実施状況やクライアントの状況について定期的な再評価を行い、サービス等利用計画等の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条(サービス等利用計画等の変更)

クライアントがサービス等利用計画等の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者とクライアント双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更いたします。

第6条(障害者支援施設の紹介)

事業者は、クライアントが居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又はクライアントが障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介又はその他の便宜の提供を行うものとします。

第7条(利用者負担及び実費負担額)

事業者の提供する相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者(クライアント)の自己負担はありません。

第8条(事業者の基本的義務)

1. クライアントがその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定相談支援サービスを適切に行います。
2. 事業者は、クライアントの意思と人格を尊重し、常にクライアントの立場にたって、指定相談支援サービスを提供いたします。

第9条(事業者の具体的義務)

(安全配慮義務)事業者は、相談支援事業の提供に当たって、クライアントの生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。

(説明義務)事業者は、本契約に基づく内容について、クライアント等の質問などに対して適切に説明します。

(守秘義務)事業者及び相談支援専門員等は、本契約による相談支援事業を提供するに当たって知り得たクライアントや家族の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

(記録保全整備義務)事業者は、相談支援事業の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。

第10条(事故と損害賠償)

- (1)事業者は、指定相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合は、速やかに都道府県、市町村、クライアント等に連絡して必要な措置を講じます。

- (2) 事業者は、指定相談支援サービスを提供するに当たって、事業者の責任と認められる事由によってクライアントに損害を与えた場合には、速やかにクライアントの損害を正当の範囲内において賠償いたします。

第11条(本契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく本契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) クライアントが死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5) 第2条の本契約期間が満了した場合(ただし、満了前に本契約更新の手続がとられた場合を除く)

第12条(クライアントからの中途解約)

クライアントは、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、クライアントは契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、クライアントが入院等するなど、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

- (1) 事業者若しくは相談支援専門員が正当な理由なく、本契約に定める相談支援を実施しない場合。
- (2) 事業者若しくは相談支援専門員が第9条第1項から4項に定める義務に違反した場合。
- (3) 事業者若しくは相談支援専門員が故意又は過失によりクライアント若しくはその家族等の生命・身体・財物・信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) 事業者とクライアント双方の信頼関係を脅かす著しい不当行為や不払いがあった場合。

第13条(事業者からの契約解除)

事業者は、クライアント等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができる。

- (1) クライアントが、故意又は重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員等の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、

その状況の改善が見込めない場合。

(2)クライアントが、通常の事業の実施地域外に転居した場合。

(3)事業者とクライアント双方の信頼関係を脅かす著しい不当行為や不払いがあった場合。

第14条(苦情解決)

(1)クライアント等は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができるものとします。

(2)事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、クライアント等に文書で報告します。

第15条(虐待の防止)

事業者は、虐待防止のための体制を整備するとともに、クライアントに対する虐待を早期に発見し、適切な対応を図ります。

(1)職員に対する虐待防止を啓発するための研修

(2)成年後見制度の利用支援

第16条(協議事項)

本契約に定められている事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、クライアントと誠意をもって協議するものとします。

第18条(その他)

1. 利用者と事業者は、信義誠実に基づき登録契約を履行します。
2. サービス担当者会議等のリモート(オンライン)開催に同意いたします。
3. 本登録契約に定めのない事項は、双方協議のうえ定めるものといたします。

上記の本契約を証するため、本書2通を作成し、クライアント、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

登録契約締結日：令和_____年_____月_____日

クライアント(利用者)：

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<携帯> _____

<電話> _____

代理人(保護者・後見人等)：

<氏名> _____ 印

<住所> _____

<携帯> _____

<電話> _____

<続柄> _____

※成人の方で、後見人等のご利用がない場合は、上記「代理人」の署名は不要です。

※公式LINEは、非常・緊急・救急・災害時などのライフラインともなりますので、
特には、成人で独居(一人暮らし)の方などは、万が一の為にもご登録をお願いいたします。

事業者：

<事業者名> 千葉相談支援事業所 Guardian 印

<住所> 千葉県千葉市若葉区千城台東1丁目4番6号(坂月ビル201)

<電話> 043-312-5961

<管理者名> 山口 哲郎 印